

1－10

地方自治法第99条に基づく国会への意見書の提出に関する留意事項

更新版(令和6年1月19日)

全国町村議会議長会

地方自治法の一部改正が、令和5年4月26日に国会で可決成立し、地方議会から国会に対する意見書の提出はオンラインによることが可能となります(施行日:令和6年4月1日)。

改正後の地方自治法第138条の2第2項を受けて規定された地方自治法施行規則(令和6年総務省令第2号)第12条の2の8では、「電子情報処理組織を使用する方法により国会に対して第九十九条の規定による通知を行う議会は、衆議院事務局又は参議院事務局がそれぞれ指定する方法により当該通知を行った議会を確認するための措置を講じなければならない。」とされております。

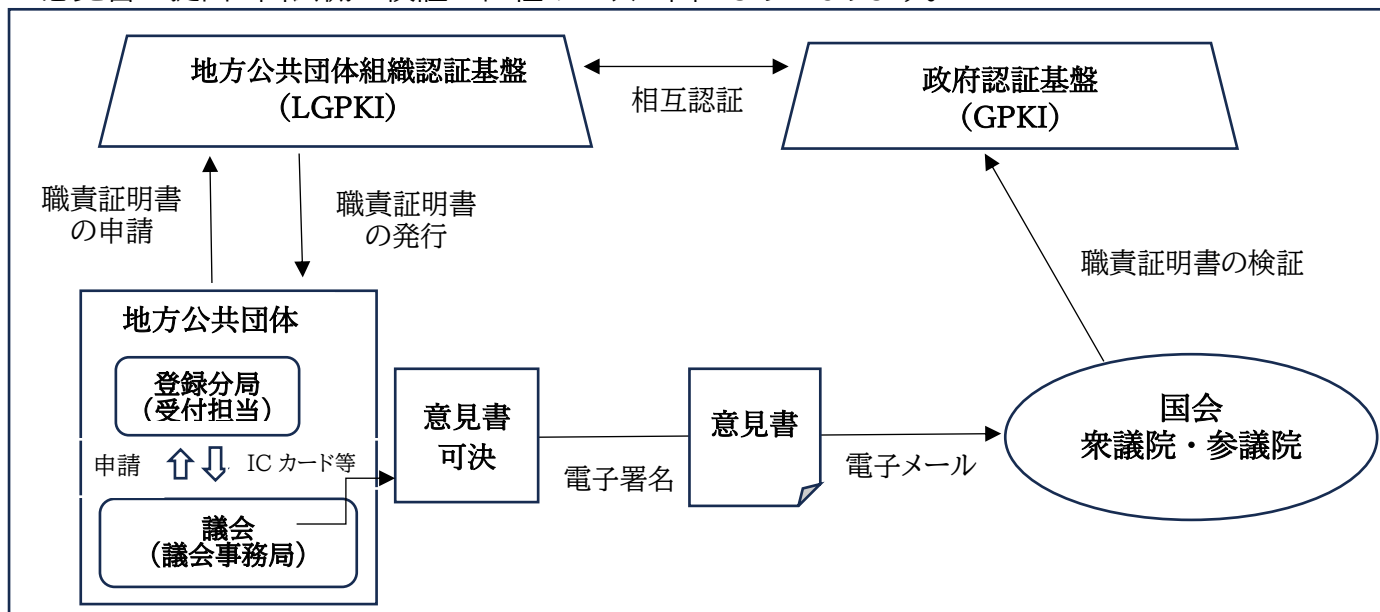
衆議院事務局又は参議院事務局が指定する方法は、両院事務局からの事前通知(令和5年12月18日付け 地方自治法第99条に基づく意見書の電子メールにより提出について)によれば、意見書をPDFファイル化し、そのファイルに地方公共団体組織認証基盤(LGPKI)が発行する議長名義の職責証明書による電子署名を付したうえで電子メールにより、両院事務局が指定するアドレスにそれぞれ送信する方法となります。

これまでは議長印を押印したうえで、国会あてに郵送されていた意見書の提出が電子署名と電子メールによる方法でも可能となりますが、電子署名を用いるのは、送信された意見書の改ざんやなりすましを防ぎ、更には送信された意見書提出の事実を否定できないようにするためとされています。

以下、具体的な提出方法など留意事項について説明します。

1 意見書の電子メールによる提出の仕組み

地方公共団体組織認証基盤(LGPKI)が発行する職責証明書を電子署名として利用する場合の意見書の提出と国会側の検証の仕組みは次の図のようになります。



◎地方公共団体組織認証基盤(LGPKI)とは

地方公共団体が国や住民、企業等との間で実施される電子申請等の手続きや電磁的記録文書のやり取りを安全に行うために公開鍵暗号基盤の仕組みを地方公共団体向けに提供しているのが地方公共団体組織認証基盤(LGPKI)です。同基盤が発行する電子証明書は、すべての都道府県、市町村が利用可能となっています。

◎政府認証基盤(GPKI)とは

国が運用している中央省庁の電子的な行政事務を安全に行うために整備された公開鍵基盤です。衆議院及び参議院も同基盤から電子証明の発行を受けることが可能です。地方公共団体組織認証基盤(LGPKI)とは相互に認証できるよう連携しています。

◎LGPKIが発行する職責証明書とは

地方公共団体が、インターネットを経由して住民、企業、政府等と文書の送受信を行う場合に電子的な公印としての役割を担うもの。職責証明書を利用することにより、送信した文書の内容が改ざんされていないこと、送受信者が地方公共団体の職責者であることが保証されます。

なお、職責証明書は、公印に準ずる取扱いをすべきものであるため、

- ① 職責証明書の発行対象となる名義(＝職責)に係る組織の実在性を、組織図や機構図等で確認できること。
- ② (登録分局が設置されている)各地方公共団体において公印に関する規程が定められており、当該規程において職責証明書の発行対象となる名義(＝職責)の公印が作成できること。
- ③ 登録分局が、①及び②を確認し審査承認が可能であることの全てを満たせば発行可能とされています。

2 電子署名による具体的な意見書提出の流れ(例)

議決した意見書をオンラインにより提出するまでの流れ(例)は次のようになります。

(1) 意見書案議決前

- ① 議会事務局からLGPKIの登録分局である各町村の情報担当課等を通じて職責証明書の発行を事前に依頼
- ② 議会事務局は、情報担当課等から配布された職責証明書を IC カードに格納する

(2) 意見書案議決後

- ① 可決した意見書を PDF に変換し、職責証明書により電子署名を付す。
- ② 国会事務局の指定した電子メールアドレスに電子署名を付した意見書の PDF ファイル(ファイル名は(〇〇都道府県〇〇議会)〇〇〇意見書)を添付して送信する。

※ 証明書の発行申請手続は各町村によって差異がございますので、詳細は各町村の LGPKI

登録分局に御確認ください。

※ 職責証明書の有効期間は5年間です。

参考 職責証明書の発行や電子署名にあたっては、一例として次のハードウェア・ソフトウェアが必要となります。

(例)

- ・ LGWAN 用 IC カード Standard-9M
- ・ LGWAN 用 IC カードドライバソフトウェア
- ・ LGWAN 用 IC カードフォーマッタ
- ・ LGWAN 用 IC カード読取装置(MM-1900S)
- ・ LGWAN 用 IC カード読取装置ドライバソフトウェア

なお、各町村で利用できるハードウェア・ソフトウェアについては、各町村のLGPKI登録分局に確認してください。

3 電子メールで提出する場合の様式等

電子メールで提出する場合の様式等は、衆参両院事務局において現在検討中と伺っていますが、事前通知(令和5年12月18日付け 地方自治法第99条に基づく意見書の電子メールにより提出について)の内容をご確認のうえ、対応をお願いします。

そのほかの留意事項は次のとおり。

- ①議長が欠員中の場合は、副議長名による意見書提出となるため、副議長名義の職責証明書による電子証明書が必要となること。
- ②一つの電子メールに複数の意見書を添付する場合は議決順序を電子メールの本文に記載することになるが、議決順序が議案番号と異なっても差し支えないこと。

4 郵送による意見書の様式の変更

従来の郵送による場合の意見書の提出の様式についても、令和6年4月1日より、参議院で従前より様式として示していた意見書本文の「議会名」の記載を「議長名」の記載に変更することとしています。これにより、郵送の場合も電子メールによる場合の様式と同じとなり、さらに衆議院・参議院で様式が統一されると伺っています。

また、郵送の場合は、意見書の提出文には議長公印を押印しますが、意見書本文の議長名への押印は不要であるとのこと。

ただし、意見書の本文の写しについては、衆議院は「不要」、参議院は「必要」との差だけが残りますので、ご注意ください。

また、これを受け、本会が発行している書籍『議員必携』及び『地方議会議事次第書・書式例』に掲載している意見書本文の様式の例示は、現在、「議会名」の記載としていますが、両書籍の次回改訂の際にこれを「議長名」に修正する予定です。

関係条文等

【地方自治法】

第百三十八条の二 議会等に対して行われる通知のうちこの章(第百条第十五項を除く。)の規定において文書その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物(次項において「文書等」という。)により行うことが規定されているもの(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第七条第一項の規定が適用されるものを除く。)については、当該通知に関するこの章の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める電子情報処理組織(議会等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第四項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

- ② 議会等が行う通知のうちこの章(第百二十三条第四項を除く。)の規定において文書等により行うことが規定されているもの(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定が適用されるものを除く。)については、当該通知に関するこの章の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知のうち第九十九条の規定によるもの以外のものにあつては、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の総務省令で定める方式による表示をする場合に限る。
- ③ 前二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの章の規定に規定する方法により行われたものとみなして、この法律その他の当該通知に関する法令の規定を適用する。
- ④ 第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該者に到達したものとみなす。

【地方自治法施行規則】

第十二条の二の八 地方自治法第百三十八条の二第二項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により国会に対して同法第九十九条の規定による通知を行う議会は、衆議院事務局又は参議院事務局がそれぞれ指定する方法により当該通知を行つた議会を確認するための措置を講じなければならない。

【地方公共団体組織認証基盤の運営に関する基本要綱】(平成18年4月1日総合行政ネットワーク運営協議会制定)

(LGPKI の機能)

第2条 LGPKI には、地方公共団体が総合行政ネットワーク(以下「LGWAN」という。)又はインターネットを使用して住民又は企業等に対し電子行政サービスを提供する際に、地方公共団体の組織の真正性を認証するための機能、地方公共団体が使用する Web サーバ等の真正性を認証するための機能並びに地方公共団体と LGPKI 以外の認証基盤を用いる外部の機関との間の相互認証を行うための機能を設ける。

— 略 —

(電子証明書の利用者)

第5条 LGPKI が発行する電子証明書は、地方公共団体(財産区を除く。以下同じ。)、総合行政ネットワーク基本規程第7条第2項の規定により LGWAN の機能の提供を受けることができることとされた団体(以下「機構承認団体」という。)及び LGWAN-ASP サービス提供者が利用することができる。

参考 Acrobat Reader DC による署名方法

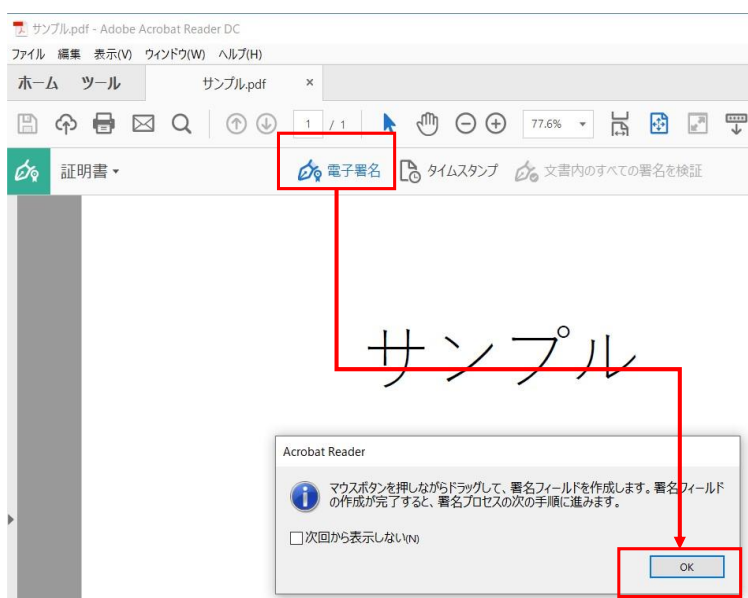
電子署名は、Acrobat Reader DC をはじめ、SkyPDF や JUSTPDF 等、各町村で利用されている署名アプリや署名ツールを御利用いただけます。それぞれのパソコンの設定や環境、PDF のバージョン等による違いはありますが、電子署名の具体的な方法について、Acrobat Reader DC による署名方法を参考にお示しすると次のとおりです。

Acrobat Reader DC による署名方法



4

Acrobat Reader DC による署名方法



- ①左図のような画面が開くので、「電子署名」を選択します。
※使用するバージョンによっては表現が異なります
② Windowが開いたら「OK」を選択します。

5

Acrobat Reader DCによる署名方法

①PDFの署名したい箇所をドラッグで範囲指定します。

②署名したい証明書の一覧が表示されるので、任意の証明書を選択します。

デジタル ID で署名

署名に使用するデジタル ID を選択してください: [更新]

デジタル ID	発行者	期限	詳細を表示
LGPKI担当7 (Windows デジタル ID)	発行者: LGPKI2	期限: 2024.05.27	詳細を表示
受付担当者 (Windows デジタル ID)	発行者: 受付担当者	期限: 2025.06.11	詳細を表示

[新しいデジタル ID を設定] [キャンセル] [実行]

6

Acrobat Reader DCによる署名方法

①次の名前で署名: 職責証明書 と署名の Windowが開くので内容を確認し「署名」ボタンを選択します。

② 名前を付けて保存 のWindowが開くので名前を入力し「保存」を選択します。

次の名前で署名: "職責証明書"

表示方法: 標準テキスト [作成]

職責証明書

デジタル署名者: 職責証明書
日付: 2022.09.05 14:24:46 +09'00'

☐ 署名後に文書を閉じる

署名に影響を与える文書のある文書コンテンツをレビューする [レビュー]

[戻る] [署名]

署名のイメージが表示されます

名前を付けて保存

名前: 職責証明書 (署名者).pdf

更新日時: 2022/09/05 14:19

種類: PDF ファイル

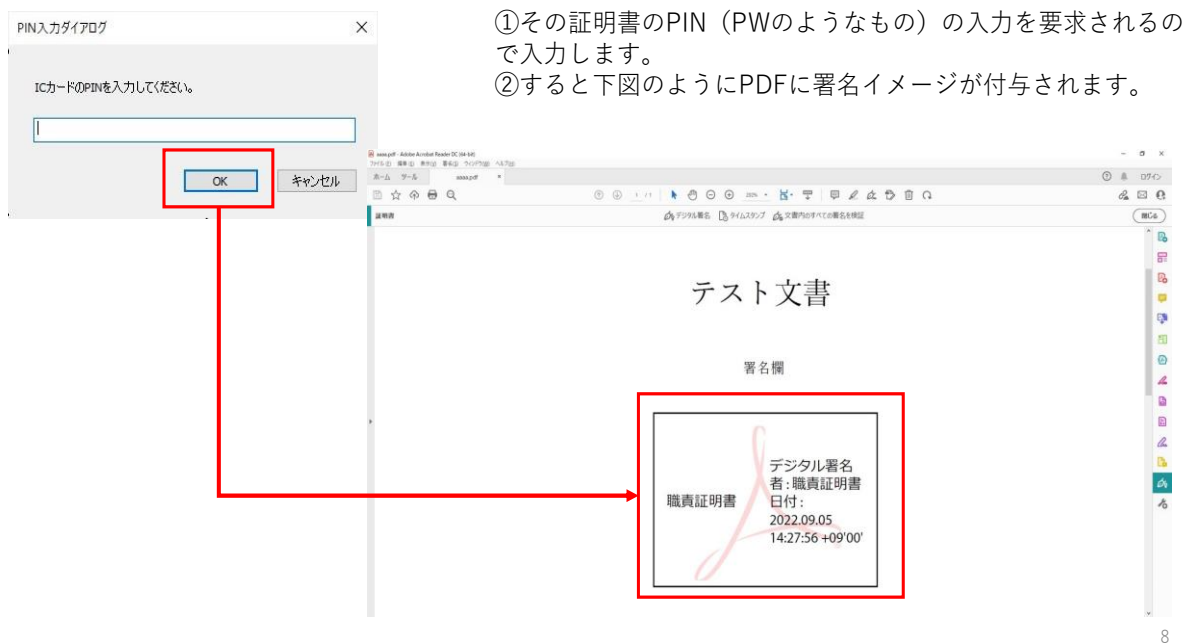
サイズ: 3 KB

ファイル名: [名前を付けて保存] (PDF ファイル (*.pdf))

[保存] [キャンセル]

7

Acrobat Reader DCによる署名方法



8